

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成29年06月30日

滋賀県知事 殿

提出者

住所 滋賀県湖南市小砂町1番地

氏名 株式会社UACJ金属加工 滋賀工場
工場長 高井 美樹

電話番号 0748-75-1101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社UACJ金属加工 滋賀工場
事業場の所在地	滋賀県湖南市小砂町1番地
計画期間	平成29年4月～平成30年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

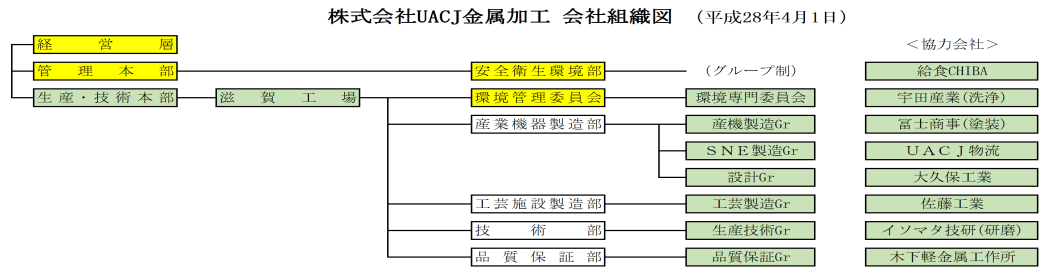
①事業の種類	金属製品製造業 [2499]
②事業の規模	70億円
③従業員数	120名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生フロー1 材料→金属加工→酸洗浄→完成→残強酸 発生フロー2 材料→アルマイト塗装→残強アルカリ→金属加工→組立 完成

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排出量	30.17 t	35 t
	(これまでに実施した取組) 環境費用の請求：洗浄液処分費用を製品毎に明確にして見積りに加え、営業（客先）に請求する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排出量	30 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) 洗浄作業が納期直前に集中し残業や休日出勤が増えると、強酸を多用する傾向があるので、納期の集中を避けるようにする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 改正水濁法に従い、トレイでピットに集めた使用後の廃液を、自動的にPH測定しポンプを制御してPH1～2の強酸のみをタンクに回収する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 繁忙時に回収したタンクの強酸は、閑散時に中和廃水処理装置で中和し業者引取をゼロにする。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	60 t	t
(これまでに実施した取組)			
構内業者に、強酸を中和廃水処理装置で処理することを定常化した。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	60 t	t
(今後実施する予定の取組)			
構内業者は閑散期に人がいなくなるので、休日にスタッフを動員してでも強酸を中和廃水処理装置で処理し業者依頼をゼロにする			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	30.17 t	35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
①衝突漏洩事故防止のため強酸樹脂タンクをSUSタンクへ変更 ②SUSタンクからのオーバーフロー等漏れ対策のため、回収トレイを 拡張しその上に設置 ③タンクに回収した強酸を作業終了後、中和処理層で中和する。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	30 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	30 t	30 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>強酸の処理には多額の費用がかかることを、客先や営業に教育して強酸を使わないようにする。また納期に追われて、強酸を多用しないように現場を教育する。 従来業者引取りになっていた強酸を、自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理(中和)によりゼロにする</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。